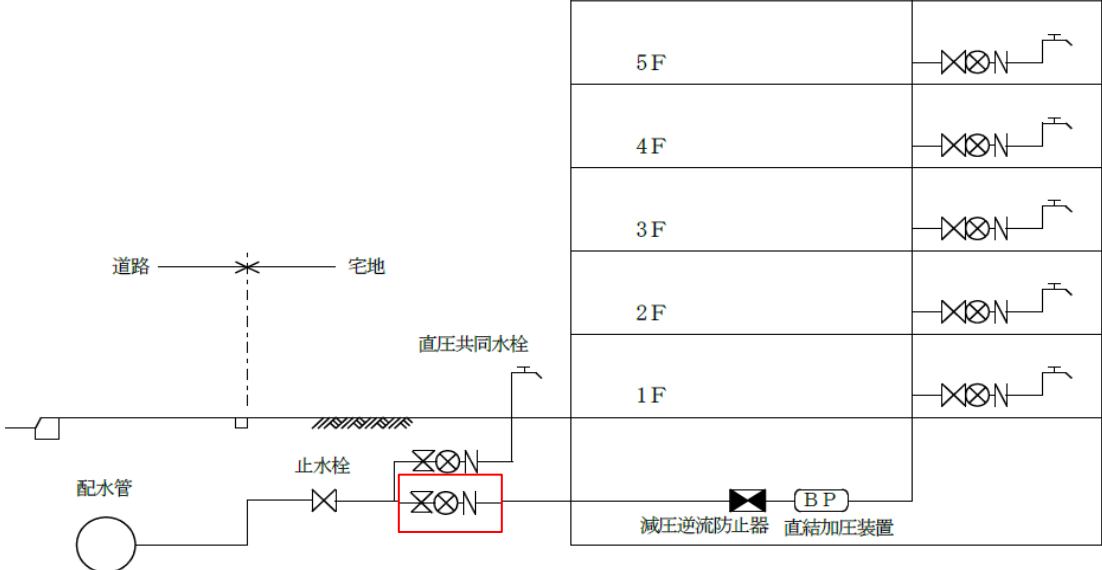
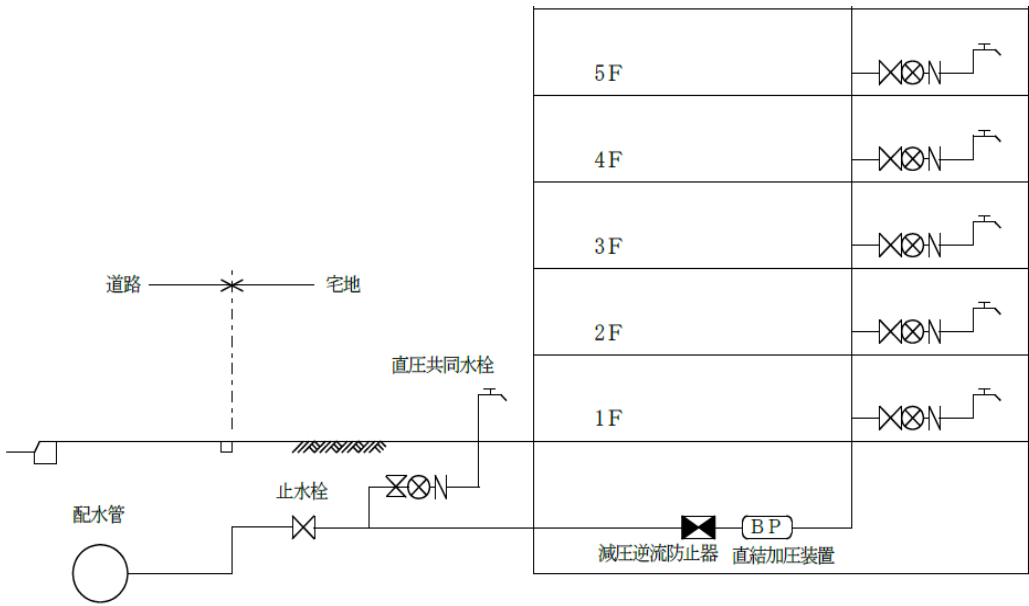


R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
1.7 給水方式 給水する範囲は、岩見沢市水道事業給水区域内とし、給水方式は直結式給水と受水槽式給水に分けられる。 [解説] 1. 直結式給水 (1) 直結直圧式給水とは、給水装置の末端まで、配水管の有水圧により給水する方式（図 1-1）であり原則として 2 階までとするが、配水管の最小動水圧が年間を通じて 0. 2Mpa (2kgf/cm²) 以上を確保できる地域については事前協議によりメーター、水抜栓等を φ20mm 以上とし損失水頭計算書が設計水圧以下であれば、3 階床下配管までを直結式給水とすることができる。 (2) 直結加圧式給水とは、給水管の途中に加圧装置（ブースターポンプ）を設置し、水圧の不足分を加圧して高位置まで直結給水する方式（図 1-2）であるが、既設配水管に影響を与えない地域に限定し、事前協議により設置の可否を決定する。 2. 受水槽式給水 受水槽式給水とは、受水槽を設けて水をいったんこれに受け貯めてから給水する方式である。この方式にも低置水槽に受水しポンプを使用して高置水槽にくみ揚げ、それから自然流下によって給水する方法（図 1-3）と高置水槽のかわりに気圧タンクを用いて給水する方法（図 1-4）がある。 受水槽式給水にしなければならない場合は次のとおりである。 (1) 直圧式の制限を越える場合 (2) 水圧が不定で使用上支障がある場合 (3) 一時に多量の水を必要とする場合 (4) 工事等による断減水にそなえ、ある程度保安用水を必要とする場合 (5) 汚染のおそれがある施設、若しくは器具へ接続する場合 (6) 地下 2 階以下に給水する場合 (7) その他、維持管理上必要と認めた場合 3. 併用式給水方式 併用式給水とは、配水管の水圧、または水量の状態から 3 階までを直結直圧式給水とし、他の上階を直結加圧式給水若しくは受水槽式給水とする方式である。この方式を用いる場合は事前協議が必要である。	1.7 給水方式 給水する範囲は、岩見沢市水道事業給水区域内とし、給水方式は直結式給水と受水槽式給水に分けられる。 [解説] 1. 直結式給水 (1) 直結直圧式給水とは、給水装置の末端まで、配水管の有水圧により給水する方式（図 1-1）であり原則として 2 階までとするが、配水管の最小動水圧が年間を通じて 0. 2Mpa (2kgf/cm²) 以上を確保できる地域については事前協議によりメーター、水抜栓等を φ20mm 以上とし損失水頭計算書が設計水圧以下であれば、3 階までを直結式給水とすることができる。 (2) 直結加圧式給水とは、給水管の途中に加圧装置（ブースターポンプ）を設置し、水圧の不足分を加圧して高位置まで直結給水する方式（図 1-2）であるが、既設配水管に影響を与えない地域に限定し、事前協議により設置の可否を決定する。 2. 受水槽式給水 受水槽式給水とは、受水槽を設けて水をいったんこれに受け貯めてから給水する方式である。この方式にも低置水槽に受水しポンプを使用して高置水槽にくみ揚げ、それから自然流下によって給水する方法（図 1-3）と高置水槽のかわりに気圧タンクを用いて給水する方法（図 1-4）がある。 受水槽式給水にしなければならない場合は次のとおりである。 (1) 直圧式の制限を越える場合 (2) 水圧が不定で使用上支障がある場合 (3) 一時に多量の水を必要とする場合 (4) 工事等による断減水にそなえ、ある程度保安用水を必要とする場合 (5) 汚染のおそれがある施設、若しくは器具へ接続する場合 (6) 地下 2 階以下に給水する場合 (7) その他、維持管理上必要と認めた場合 3. 併用式給水方式 併用式給水とは、配水管の水圧、または水量の状態から 3 階までを直結直圧式給水とし、他の上階を直結加圧式給水若しくは受水槽式給水とする方式である。この方式を用いる場合は事前協議が必要である

R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
	
1.10.8 指定の取消し 指定取消要件（岩見沢市指定給水装置工事事業者規則を参照し、読替） (1) 不正の手段により指定を受けたとき。 (2) 事業所ごとに主任技術者を置かなくなったとき。 (3) 給水装置工事に必要な機械器具を有しなくなったとき。 (4) 精神の機能の障害により給水装置工事業業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者となったとき。 (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき。 (6) 法に違反して、刑に処せられたとき。 (7) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者となったとき。 (8) 名称、代表者や所在地、主任技術者などの変更に関する届出を速やかにせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (9) 給水装置工事業業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業業の運営をすることができないと認められるとき。 (10) 施行した給水装置の検査の立会いの求めに対し、主任技術者が正当な理由なく応じないとき。 (11) 施行した給水装置工事について、必要な報告または資料提出の求めに対し、正当な理由なく応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (12) 施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。	1.10.8 指定の取消し（法第 25 条の 11） 水道事業者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。 1. 法第 25 条の 3 第 1 項各号に適合しなくなったとき。 2. 法第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。 3. 法第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 4. 法第 25 条の 8 に規定する給水装置工事業業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業業の運営をすることができないと認められるとき。 5. 法第 25 条の 9 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 6. 法第 25 条の 10 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 7. その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 8. 不正の手段により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。

R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
1.12 給水装置工事の申込み 1. 給水装置工事の申込み（条例第 12 条） 給水装置の新設、改造に関する工事をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。（修繕及び撤去等の法施行規則第 13 条に規定する軽微な変更を除く。）承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。 2. 申請及び机上検査は、開庁日の午前、現場検査は午後からとする。 3. メーター払い出しは、開庁日とする。 4. 給水装置工事の施行（条例第 14 条） (1) 給水装置工事は、市長又は指定事業者が行う。 (2) 指定事業者は、給水装置工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければならない。 (3) 指定事業者は、給水装置工事がしゅん工したときは、すみやかに市長の検査を受けなければならない。（修繕工事は除く。） [解説] 1. 申請書は、工事種別（新設、改造等）ごとに作成し、提出すること。 添付書類は、次のとおりである。 (1) 図面（付近見取図、平面図及び立体図）分岐オフセットの記入の確認 ※戸建て一般住宅の場合は立体図を省略できる。（水理計算を必要とする場合は省略不可） (2) 所有者変更届 (3) その他関係書類 次の場合は、水理計算書を添付すること。 ア 直結給水方式で3階建て以上に給水する場合。 イ アパート、マンション等の場合。 ウ 給水管の口径がφ25 mm以上の場合。 エ その他市長が必要と認めた場合。 ① 申込者は、次の場合は利害関係人の承諾書が必要となる。（民法第 213 条の 2 又は第 213 条の 3 の適用がある場合を除く） ア 他人の家屋、土地（管路用地含む）に給水装置を設置する場合。 イ 他人の給水装置から分岐（メーターの増口径等、使用量が著しく増加する場合も含む）して給水装置を設置する場合。 ② 排水設備工事申請書 本市では、給水装置工事申請書及び排水設備工事申請書の様式を一体化しているので、下水道を使用する際には、排水設備工事に関する事項も記入のうえ提出すること。 2. 事前協議 (1) 3階以上直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、事前に協議が必要である。 (2) その他技術的に判断が困難な場合は、事前に協議を行うこと。 3. 設計審査 (1) 審査等事務手続きに、申請書（新設・改造・撤去・修繕・その他）の提出から承認まで7日程度（開庁日）要するため、余裕をもって提出すること。	1.12 給水装置工事の申込み 1. 給水装置工事の申込み（条例第 12 条） 給水装置の新設、改造に関する工事をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。（修繕及び撤去等の法施行規則第 13 条に規定する軽微な変更を除く。）承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。 2. 申請及びメーター払い出し・検査受付は、休日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く日の、午前8時45分から午前11時30分までとする。午後は基本受付しない。 3. 給水装置工事の施行（条例第 14 条） (1) 給水装置工事は、市長又は指定事業者が行う。 (2) 指定事業者は、給水装置工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければならない。 (3) 指定事業者は、給水装置工事がしゅん工したときは、すみやかに市長の検査を受けなければならない。（修繕工事は除く。） [解説] 1. 申請書は、工事種別（新設、改造等）ごとに作成し、提出すること。 添付書類は、次のとおりである。 (1) 図面（付近見取図、平面図及び立体図）分岐オフセットの記入の確認 (2) 水理計算書 (3) 所有者変更届 (4) その他関係書類 次の場合は、水理計算書を添付すること。 ア 直結給水方式で3階建て以上に給水する場合。 イ アパート、マンション等の場合。 ウ 給水管の口径がφ25 mm以上の場合。 エ その他市長が必要と認めた場合。 ① 申込者は、次の場合は利害関係人の承諾書が必要となる。（民法第 213 条の 2 又は第 213 条の 3 の適用がある場合を除く） ア 他人の家屋、土地（管路用地含む）に給水装置を設置する場合。 イ 他人の給水装置から分岐（メーターの増口径等、使用量が著しく増加する場合も含む）して給水装置を設置する場合。 ② 排水設備工事申請書 本市では、給水装置工事申請書及び排水設備工事申請書の様式を一体化しているので、下水道を使用する際には、排水設備工事に関する事項も記入のうえ提出すること。 2. 事前協議 (1) 3階以上直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、事前に協議が必要である。 (2) その他技術的に判断が困難な場合は、事前に協議を行うこと。 3. 設計審査 (1) 事務処理の関係から、申請書の提出から承認まで7日程度（休日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）要する場合があるので、余裕をもって提出すること。

R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
1.16 設計変更等の届出 申請した給水装置工事申請書を変更する場合は、再審査を受けること。また、申込みを取りやめする場合も、すみやかに市長に届け出ること。 [解説] 1. 指定事業者は、次の設計変更を行う場合は、変更箇所を明示した「変更図面」を提出すること。 (1) メーター口径が変更になる場合。 (2) 分岐及び給水管口径が変更になる場合。 (3) 給水用具等の増減に伴い、著しく水量の増減が生じる場合。 (4) 建築物等が変更になった場合。 (5) 給水管の経路が著しく変更になった場合。 ※分水位置の変更（本管の接手等により変更を除く）、メーター・止水栓・分岐位置の変更（目安1 m以上）、止水栓・水抜き栓の増減等 (6) その他、管理者が必要とすると判断した場合。 1.17 指定事業者が行うしゅん工検査 指定事業者は、市が行うしゅん工検査の手続き前に、メーターの支給を受け、給水装置が構造及び材質の基準に適合していること、しゅん工図面等との整合を確認し、事前に管内を洗浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行こと。 [解説] 1. しゅん工図面等の検査内容 (1) 位置図 1) 工事箇所の明記の確認 2) 道路及び主要建物等の記入の確認 (2) 平面図及び立体図等 1) 分岐、メーター、止水栓等オフセットの記入の確認 2) 方位、敷地境界、道路種別等の記入の確認 3) 平面図と立体図の整合がされていることの確認 4) 材料、口径、延長の記入の確認 5) 遠隔式メーター受信器の取付位置の記載 6) 開削や圧入等の施工方法の記入の確認	1.16 設計変更等の届出 申請した給水装置工事申請書を変更する場合は、再審査を受けること。また、申込みを取りやめする場合も、すみやかに市長に届け出ること。 [解説] 1. 指定事業者は、次の設計変更を行う場合は、変更箇所を明示した「給水装置工事申請書」を提出すること。 (1) メーター口径が変更になる場合。 (2) 分岐及び給水管口径が変更になる場合。 (3) 給水用具等の増減に伴い、著しく水量の増減が生じる場合。 (4) 建築物等が変更になった場合。 (5) 給水管の経路が著しく変更になった場合。 (6) その他、管理者が必要とすると判断した場合。 1.17 指定事業者が行うしゅん工検査 指定事業者は、市が行うしゅん工検査の手続き前に、メーターの支給を受け、給水装置が構造及び材質の基準に適合していること、しゅん工図面等との整合を確認し、事前に管内を洗浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行こと。 [解説] 1. しゅん工図面等の検査内容 (1) 位置図 1) 工事箇所の明記の確認 2) 道路及び主要建物等の記入の確認 (2) 平面図及び立体図等 1) 分岐、メーター、止水栓等オフセットの記入の確認 2) 方位、敷地境界、道路種別等の記入の確認 3) 平面図と立体図の整合がされていることの確認 4) 材料、口径、延長の記入の確認 5) 遠隔式メーター受信器の取付位置の記載

R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
1.18 検査の申込み及び検査 1. 指定事業者は、工事完了後、市長にしゅん工図及び資料等を提出後、7日以内（開庁日）に検査を受けること。 現地検査時は、主任技術者が立ち会うこと。なお、手直し工事を指示されたときは、3日以内（開庁日）に完了させ再検査を受けること。 3. 撤去工事を伴う場合は、3日以内（開庁日）にメーターの取外し及び分水閉止を行い、メーターを市に返納すること。 〔解説〕 1. しゅん工図及び資料等を提出し検査を受ける。また、提出資料は、社内検査報告書、工事写真等である。 2. 市の検査は、適正な給水を確保するために、給水装置の構造及び材質の基準及び本市の基準等への適合について、次の確認を行うものである。 (1) 書面検査 1) しゅん工図及び社内検査報告書により給水装置の構造及び材質の基準及び本市の基準への適合を確認する。 2) 工事写真により埋設部分等の施工を確認する。 【給水】 着工前・完了（全体） 【分土工】 配水管管種、埋設深度 サドル分水栓取付・割丁字管取付 穿孔状況 コア取付前、取付後 給水管接続 防食フィルム取付 既設管閉止部（閉止部から1 m以内に新規分水があれば隔離の写真） 給水管埋設深度 埋設シート 【止水栓・メーターBOX】 親止水栓設置 止水栓・止水栓筐設置、設置深度 地下メータ取付（蓋を開けた状態） 隔測器取付（指針・水栓番号・離れ・高さ） 【既設管流用】 既設管（断面・接続） 【敷地外部配管】 敷地内給水管埋設深度 分岐チーズ 散水栓柱建込（口径・深度） 【敷地内部配管】 水抜き栓（ドレンバルブ） 屋内配管（ヘッダー配管） その他必要とした写真	1.18 検査の申込み及び検査 1. 指定事業者は、工事完了後、市長にしゅん工図及び資料等を提出後、7日以内（休日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）に検査を受けること。 1. 現地検査時は、主任技術者が立ち会うこと。なお、手直し工事を指示されたときは、3日以内（休日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）に完了させ再検査を受けること。 3. 撤去工事を伴う場合は、3日以内（休日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）にメーターの取外し及び分水閉止を行い、メーターを市に返納すること。 〔解説〕 1. しゅん工図及び資料等を提出し検査を受ける。また、提出資料は、社内検査報告書、工事写真等である。 2. 市の検査は、適正な給水を確保するために、給水装置の構造及び材質の基準及び本市の基準等への適合について、次の確認を行うものである。 (1) 書面検査 1) しゅん工図及び社内検査報告書により給水装置の構造及び材質の基準及び本市の基準への適合を確認する。 2) 工事写真により埋設部分等の施工を確認する。 (2) 現地検査 1) しゅん工図により給水装置の設置位置等を確認する。 2) 社内検査報告書により内容の整合を確認する。 3) 埋戻し、路面復旧、残土処理の状況を確認する。

R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
2.9 メーター メーターは、水道使用料金算定の基礎となるものであり、水道事業の運営上極めて重要なものである。その設置に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。メーターの検査有効期間は、計量法 27 条 2 項、計量法施行令第 18 条及び特定計量器検定検査規則第 25 条の定めにより、検査証印を付した月の翌月 1 日から起算して 8 年と定められている。 [解説] 1. 給水装置には 1 世帯または 1 個所ごとにメーターを取付けること。ただし、玄関、便所を共用する貸間形式のアパート、下宿業及び独身寮などは共用メーターとすることができる。 2. メーターは、口径器種にかかわらず市が貸与する。ただし、受水槽以降の装置にメーターを設置するものは所有者の負担とする。 3. 受信器の設置位置は、敷地内で障害物等がなく道路から受信器が目視でき、検針・点検が容易にできる施錠等がされていない箇所（敷地内）で冬期間は除雪がなされていること。（集中検針盤の場合は、別途協議） 4. メーター筐の設置位置は、原則として分水栓から真っ直ぐかつ公私境界線から 1 m 以内とし、凍結や損傷のおそれがなく、メーター取替等の維持管理に支障のない箇所（土砂で埋まるような場所、車庫や物置のような閉鎖する空間内を避ける。止水栓も同様。）に選定する。ただし、これによりがたい場合は、市と協議をして決めるものとする。（境界から 1 m 以内にメーター筐を置かないならば、「一次側で漏水が起きた場合は自費にて早急に修繕いたします。また修繕をしないのであれば止水栓で水を止めてもらっても構いません」という文面を図面の右下の修繕欄に記載する。止水栓を省略する場合は不要） また、メーターコードの埋設箇所は維持管理を考慮し、ロードヒーティング等掘削出来ない箇所を避けること。なお、メーターの設置については、次の点に留意すること。 (1) 汚水桝や灯油タンク等の近くを避け、汚水が浸入しないような位置とする。 (2) 車輛が直接メーター筐及び止水栓に乗らない位置とする。 (3) 軒下の雨落ち線、屋根からの落雪場所を避けること。 (4) 冬期間、除雪されて保温効果の期待できない箇所を避けること。ただし、点検などのための除雪に多大な労力を必要としないよう配慮すること。 メーターは、検針と外傷保護のためにメーター筐内に設置し、口径 φ13～φ25 mm までは、メーター着脱装置により逆流を防止し、口径 φ40 mm 以上の場合には、流出側にも止水栓を取付けること。 5. メーターの設置は、給水栓より低位置にかつ水平に設置すること。 ※ メーターに空気が入ると器差が変化するおそれがある。またメーターを傾斜して取り付けると感度の低下、耐久力を減ずる原因となる。 6. 受水槽式給水とする場合には、メーターの機能に障害を与えないため、メーターとボールタップの間隔を 1 m 以上あけて、水撃作用（ウォーターハンマー）を防止しなければならない。 7. 短期間の給水装置（工事用又は仮設事務所等）を新設する場合などは、臨時メーターを設置しなければならない。なお、使用後のメーターは撤去後すみやかに市に返納しなければならない。 (1) 臨時メーターは、市の貸与したメーター器を使用し、使用期間が検定有効期限を過ぎる場合は、期限が切れる前に市に返納すること。 (2) 使用期間の延期については、水道部に必ず連絡すること。 (3) 臨時メーターの使用期限は、1 年以内とする。 (4) 使用期間が次年度に繰越す場合は、年度末にて一度料金精算をすること。 (5) 積雪のない時期（4 月～11 月）に新設撤去する場合は、水抜栓を省略することができる。 8. メーターは検満作業が容易になるメーター着脱装置を使用すること。 9. アパート・マンション等の場合、大型・中型メーター筐を使用し、検満作業が容易であればメーター着脱装置を使用しなくてもよい。 10. 集合住宅等の場合は受信器及びメーター筐内に室番号、水道番号等を明示する。	2.9 メーター メーターは、水道使用料金算定の基礎となるものであり、水道事業の運営上極めて重要なものである。その設置に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。メーターの検査有効期間は、計量法 27 条 2 項、計量法施行令第 18 条及び特定計量器検定検査規則第 25 条の定めにより、検査証印を付した月の翌月 1 日から起算して 8 年と定められている。 [解説] 1. 給水装置には 1 世帯または 1 個所ごとにメーターを取付けること。ただし、玄関、便所を共用する貸間形式のアパート、下宿業及び独身寮などは共用メーターとすることができる。 2. メーターは、口径器種にかかわらず市が貸与する。ただし、受水槽以降の装置にメーターを設置するものは所有者の負担とする。 3. 受信機の設置位置は、敷地内で検針・点検が容易で、冬期間に除雪される箇所（玄関等）であり、メーター筐の設置位置は、原則として分水栓から真っ直ぐかつ公私境界線から 1 m 以内とし、凍結や損傷のおそれがなく、メーター取替等の維持管理に支障のない箇所（土砂で埋まるような場所、車庫や物置のような閉鎖する空間内を避ける。止水栓も同様。）に選定する。ただし、これによりがたい場合は、市と協議をして決めるものとする。（境界から 1 m 以内にメーター筐を置かないならば、「一次側で漏水が起きた場合は自費にて早急に修繕いたします。また修繕をしないのであれば止水栓で水を止めてもらっても構いません」という文面を図面の右下の修繕欄に記載する。） また、メーターコードの埋設箇所は維持管理を考慮し、ロードヒーティング等掘削出来ない箇所を避けること。なお、メーターの設置については、次の点に留意すること。 (1) 汚水桝や灯油タンク等の近くを避け、汚水が浸入しないような位置とする。 (2) 車輛が直接メーター筐及び止水栓に乗らない位置とする。 (3) 軒下の雨落ち線、屋根からの落雪場所を避けること。 (4) 冬期間、除雪されて保温効果の期待できない箇所を避けること。ただし、点検などのための除雪に多大な労力を必要としないよう配慮すること。 メーターは、検針と外傷保護のためにメーター筐内に設置し、口径 φ13～φ25 mm までは、メーター着脱装置により逆流を防止し、口径 φ40 mm 以上の場合には、流出側にも止水栓を取付けること。 5. メーターの設置は、給水栓より低位置にかつ水平に設置すること。 ※ メーターに空気が入ると器差が変化するおそれがある。またメーターを傾斜して取り付けると感度の低下、耐久力を減ずる原因となる。 6. 受水槽式給水とする場合には、メーターの機能に障害を与えないため、メーターとボールタップの間隔を 1 m 以上あけて、水撃作用（ウォーターハンマー）を防止しなければならない。 7. 短期間の給水装置（工事用又は仮設事務所等）を新設する場合などは、臨時メーターを設置しなければならない。なお、使用後のメーターは撤去後すみやかに市に返納しなければならない。 (1) 臨時メーターは、市の貸与したメーター器を使用し、使用期間が検定有効期限を過ぎる場合は、期限が切れる前に市に返納すること。 (2) 使用期間の延期については、水道部に必ず連絡すること。 (3) 臨時メーターの使用期限は、1 年以内とする。 (4) 使用期間が次年度に繰越す場合は、年度末にて一度料金精算をすること。 (5) 積雪のない時期（4 月～11 月）に新設撤去する場合は、水抜栓を省略することができる。 8. メーターは検満作業が容易になるメーター着脱装置を使用すること。 9. アパート・マンション等の場合、大型・中型メーター筐を使用し、検満作業が容易であればメーター着脱装置を使用しなくてもよい。

R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
2.18 図面の作成 給水装置の製図は、一定の記号を用いて給水する家屋の平面、水栓の取付位置、給水管の布設状況、使用する材料、器具、道路別等を図示するものとする。 製図は工事の設計施工工事費の見積り及び技術的資料となるものであるから、詳細明瞭正確に描かなければならない。 [解説] 1. 方法 水道需要者の申込により現場調査が終わった時は、次の方法によって規定の用紙に設計図を作成するものである。ただし、申請時はコピーでも可とする。 (1) 製図に用いる記号は、(図表－1)を用い図示する。 (2) 製縮尺1／200を標準とし、規定の用紙に製図する場合は、用紙1目盛を90 cmとして描くものとする。ただし、開発行為等の大規模な工事については、1／50～1／1000の範囲内で表す。 (3) 長さの単位は、管種にかかわらず全てメートル（少数2位まで 例 3.58m）で表す。 2. 作図 (1) 方位は一般に北を上にするのが原則である。やむを得ず変更するときは、方位を明示する。 (2) 平面図は次の事項について記入すること。 1) 建物の位置及び間取り平面図 2) 水栓取付位置 3) 布設する管の種類、口径、長さ及び分岐3点オフセット（申請時は予測）、建物からの距離 4) 水道メーター及び受信器取付位置 5) 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道及び私道の区分、路線名） 6) 公私有地及び隣接敷地の境界線 7) 配水管の管種、口径、布設年度及び横断図（しゅん工図のみ） 8) 色の構成（新設管は赤、既設管は黒破線、室内配管隠蔽部は緑、その他は黒） (3) 立体図は等角投影法（約30度の右上がり傾斜）で表し、平面図で表すことのできない部分の使用材料、施工法を現実の寸法と関係なく判別しやすいように表し、また受水槽シスタンク等特殊器具を使用する場合、製造業者名及び型式・容量等を明示すること。 (4) 図面の大きさは、規定の寸法（通常は申請書A－3判）によるものとする。これによりがたい時は、A－4判より小さくし図面袋に入れ散逸しないように申請書と一緒にとじ込むこと。 3. 設計変更及びしゅん工図 (1) 指定業者は、設計変更が生じた場合は、速やかに担当係にその旨を報告し、関係書類を提出のうえ、再審査を受けること。再審査のない図面については、当初図面のとおりに施工済みと見なし、しゅん工検査時に変更があっても認めないので、細心の注意を払い建築業者及び工事申請者と十分綿密な打合せをすること。 (2) 指定業者は工事完成後、図面に色別の鮮明なインキングを行い、工事写真及び関係書類を提出し、「担当者のしゅん工確認」を受けた後に工事検定を受けるものとする。	2.18 図面の作成 給水装置の製図は、一定の記号を用いて給水する家屋の平面、水栓の取付位置、給水管の布設状況、使用する材料、器具、道路別等を図示するものとする。 製図は工事の設計施工工事費の見積り及び技術的資料となるものであるから、詳細明瞭正確に描かなければならない。 [解説] 1. 方法 水道需要者の申込により現場調査が終わった時は、次の方法によって規定の用紙に設計図を作成するものである。ただし、申請時はコピーでも可とする。 (1) 製図に用いる記号は、(図表－1)を用い図示する。 (2) 製縮尺1／200を標準とし、規定の用紙に製図する場合は、用紙1目盛を90 cmとして描くものとする。ただし、開発行為等の大規模な工事については、1／50～1／1000の範囲内で表す。 (3) 長さの単位は、管種にかかわらず全てメートル（少数2位まで 例 3.58m）で表す。 2. 作図 (1) 方位は一般に北を上にするのが原則である。やむを得ず変更するときは、方位を明示する。 (2) 平面図は次の事項について記入すること。 1) 建物の位置及び間取り平面図 2) 水栓取付位置 3) 布設する管の種類、口径、長さ及び分岐3点オフセット（申請時は予測）、建物からの距離 4) 水道メーター及び受信機取付位置 5) 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道及び私道の区分、路線名） 6) 公私有地及び隣接敷地の境界線 7) 配水管の管種、口径、布設年度及び横断図（しゅん工図のみ） 8) 色の構成（新設管は赤、既設管は黒破線、室内配管隠蔽部は緑、その他は黒） (3) 立体図は等角投影法（約30度の右上がり傾斜）で表し、平面図で表すことのできない部分の使用材料、施工法を現実の寸法と関係なく判別しやすいように表し、また受水槽シスタンク等特殊器具を使用する場合、製造業者名及び型式・容量等を明示すること。 (4) 図面の大きさは、規定の寸法（通常は申請書A－3判）によるものとする。これによりがたい時は、A－4判より小さくし図面袋に入れ散逸しないように申請書と一緒にとじ込むこと。 3. 設計変更及びしゅん工図 (1) 指定業者は、当初設計図面及び内容に重大な変更が生じた場合は、速やかに担当係にその旨を報告し、関係書類を提出のうえ、再審査を受けること（担当者の再審査）。再審査のない図面については、当初図面のとおりに施工済みと見なし、しゅん工検査時に変更があっても認めないので、細心の注意を払い建築業者及び工事申請者と十分綿密な打合せをすること。 (2) 指定業者は工事完成後、図面に色別の鮮明なインキングを行い、工事写真及び関係書類を提出し、「担当者のしゅん工確認」を受けた後に工事検定を受けるものとする。

R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現 行
[解説] 遠隔式水道メーターの施工は、次のとおりとする。 1. メーター器の取付位置 メーター器は、公私境界線から建物の間でメーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがなく、また、将来とも支障にならない位置とする。 2. メーター器の取付 メーター器の取付け深さは、土壌の凍結深度より深くするもの（地上から 80 cm以上）とし、メーター筐内に取付けけるものとする。ただし、検満時の取替えにあつては、既設筐を使用する。 既設筐（メーターボックス）は、メーター設置時に需要者ご自身の費用負担で設置された個人の財産であるので、破損又は埋没している場合は、現所有者に修繕又は取り替えを要請するものとする。 メーター器取付けの際は、メーターの上流側で放流を行い、管内のさび、土砂、削くず、接着剤等の流入による不廻現象の原因を除去した後、メーターを水平に取付けること。 新築時のメーター器取付けの際は、メーター着脱装置を使用し、検満作業が容易になるようにする。 3. コードの取付 コードの埋設箇所は、「家基礎及び車庫やロードヒーティング」真下のような、維持管理上掘削出来ない場所は避け、メーター筐より取り出し部分を（取付標準図参照）除き、受信部取付位置真下まで 0.2mの深さに埋設、横引き及び壁立ちあがり部分とも V P（φ13）防護管を使用し、スコップ及びねずみ等による切断・損傷を防護すること。 壁立ち上がり部分にあつては、特殊バンドを使用し、横引き配管にあつては、大きいカーブとし、特別の場合を除きエルボは使用しない。また、ソケットを使用する箇所にあつては、直管（V P）は内面“面取り”を施した後、接着材を塗布して挿入のこと。 埋設コードが 4mを超える場合は継手のない C D 管（合成樹脂製可とう電線管）を使用するのが望ましい。 受信器とコードの接続に際しては、端子接続部の締付けを十分行い、防湿止めパッキンは忘れず取付けること。 残りのコードについては、筐内にまとめ、防護管は筐内に 30 mm程度突き出すこと。（取付標準図参照） 4. 受信器の取付位置 受信器の取付位置は、敷地内で障害物等がなく道路から受信器が目視でき、検針・点検が容易にできる施錠等がされていない箇所で冬期間は除雪がなされていること。また、地上から受信器板上端までの取付高さは 1.8m 程度とする。（例、玄関付近、道路から見える外壁、車庫の外壁、落水・落雪により被害発生の生じ難い場所） アパート等の受信器で集中検針盤により設置するものは、室番号の順番によらず、左下の端を始点として、1 階左端の室から実際に配置されている室の順番に配列し、その上段を 2 階、3 階と順次配列する。なお、受信器及びメーター筐内に室番号を明示する。集中検針盤の材料、取付けは所有者費用にて風除室内等の施錠されていない箇所に設置とし、集中検針盤上端までの取付高さ 1.6～1.8m程度とする。（風除室内の高さのスペースがない場合のため。） 5. 受信器板の取付 受信器板については、市が支給する（図 3-6）の A B S 樹脂製板を使用し、取付けに当たっては壁材の材質が違うため、次の例を基準として施工すること。 (1) 板壁に取付けの場合 長さ 38 mm径 4 mmのステンレス製の木ねじを使用し、柱または間柱等に固定すること。 (2) コンクリート壁、ブロック壁に取付の場合 電気ドリル使用（コンクリートドリル径 6.5 mm）P Y プラグは、樹脂製 7 mmで長さ 25 mmと同等品を使用すること。貫通深さは 31 mmとし、木ねじは、長さ 45 mm、径 4.5 mmステンレス製とする。（図 3-1 参照） (3) モルタル壁、サイディング壁に取付けの場合 モルタル壁、サイディング壁共に電気ドリルでの穴あけは、裏板表面までの貫通深さとする。（外壁材分のみ）サイディング壁の場合、材質が多種使用されているので、予め建築業者と打合せを行い、受信器及び防護管取付予定箇所に裏板（受信器の場合、長さ 0.45m、幅 0.21m、厚さ 18 mm、防護管の場合、長さ 1.8m、幅 0.105m、厚さ 18 mm）を取付け、木ねじは、(2)のものと同じものを使用し、裏板で固定出来るようにすること。（図 3-2 参照）	[解説] 遠隔式水道メーターの施工は、次のとおりとする。 1. メーター器の取付位置 メーター器は、公私境界線から建物の間でメーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがなく、また、将来とも支障にならない位置とする。 2. メーター器の取付 メーター器の取付け深さは、土壌の凍結深度より深くするもの（地上から 80 cm以上）とし、メーター筐内に取付けけるものとする。ただし、検満時の取替えにあつては、既設筐を使用する。 既設筐（メーターボックス）は、メーター設置時に需要者ご自身の費用負担で設置された個人の財産であるので、破損又は埋没している場合は、現所有者に修繕又は取り替えを要請するものとする。 メーター器取付けの際は、メーターの上流側で放流を行い、管内のさび、土砂、削くず、接着剤等の流入による不廻現象の原因を除去した後、メーターを水平に取付けること。 新築時のメーター器取付けの際は、メーター着脱装置を使用し、検満作業が容易になるようにする。 3. コードの取付 コードの埋設箇所は、「家基礎及び車庫やロードヒーティング」真下のような、維持管理上掘削出来ない場所は避け、メーター筐より取り出し部分を（取付標準図参照）除き、受信部取付位置真下まで 0.2mの深さに埋設、横引き及び壁立ちあがり部分とも V P（φ13）防護管を使用し、スコップ及びねずみ等による切断・損傷を防護すること。 壁立ち上がり部分にあつては、特殊バンドを使用し、横引き配管にあつては、大きいカーブとし、特別の場合を除きエルボは使用しない。また、ソケットを使用する箇所にあつては、直管（V P）は内面“面取り”を施した後、接着材を塗布して挿入のこと。 埋設コードが 4mを超える場合は継手のない C D 管（合成樹脂製可とう電線管）を使用するのが望ましい。 受信器とコードの接続に際しては、端子接続部の締付けを十分行い、防湿止めパッキンは忘れず取付けること。 残りのコードについては、筐内にまとめ、防護管は筐内に 30 mm程度突き出すこと。（取付標準図参照） 4. 受信器の取付位置 受信器の取付位置は、原則として玄関付近で、地上から受信器板上端までの取付高さは 1.8m程度とする。玄関付近に取り付けられない場合は、冬期除雪する場所で検針しやすく、落水・落雪により被害発生の生じ難い場所とする。 アパート等の受信器で集中検針盤により設置するものは、室番号の順番によらず、左下の端を始点として、1 階左端の室から実際に配置されている室の順番に配列し、その上段を 2 階、3 階と順次配列する。なお、受信器及びメーター筐内に室番号を明示する。集中検針盤の材料、取付けは所有者費用にて風除室内等に設置とし、集中検針盤上端までの取付高さ 1.6～1.8m程度とする。（風除室内の高さのスペースがない場合のため。） 5. 受信器板の取付 受信器板については、市が支給する（図 3-6）の A B S 樹脂製板を使用し、取付けに当たっては壁材の材質が違うため、次の例を基準として施工すること。 (1) 板壁に取付けの場合 長さ 38 mm径 4 mmのステンレス製の木ねじを使用し、柱または間柱等に固定すること。 (2) コンクリート壁、ブロック壁に取付の場合 電気ドリル使用（コンクリートドリル径 6.5 mm）P Y プラグは、樹脂製 7 mmで長さ 25 mmと同等品を使用すること。貫通深さは 31 mmとし、木ねじは、長さ 45 mm、径 4.5 mmステンレス製とする。（図 3-1 参照） (3) モルタル壁、サイディング壁に取付けの場合 モルタル壁、サイディング壁共に電気ドリルでの穴あけは、裏板表面までの貫通深さとする。（外壁材分のみ）サイディング壁の場合、材質が多種使用されているので、予め建築業者と打合せを行い、受信器及び防護管取付予定箇所に裏板（受信器の場合、長さ 0.45m、幅 0.21m、厚さ 18 mm、防護管の場合、長さ 1.8m、幅 0.105m、厚さ 18 mm）を取付け、木ねじは、(2)のものと同じものを使用し、裏板で固定出来るようにすること。（図 3-2 参照）

R7 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
3.13 屋外配管 1. 掘削床部は凹凸など不陸な箇所が生じないよう均等にならし、埋め戻すこと。 2. ポリエチレン管の曲げ半径は、外径の 20 倍以上とするが、できない場合は、局部用継手を用いてもよい。 3. 管が重複する場合は、面倒でもビニールテープ等による色分けなど配管の誤接続等がないよう施工すること。 4. 公道等から敷地境界までの管上埋設シートは、最新の岩見沢市水道事業標準仕様書によること。	3.13 屋外配管 1. 掘削床部は凹凸など不陸な箇所が生じないよう均等にならし、埋め戻すこと。 2. ポリエチレン管の曲げ半径は、外径の 20 倍以上とするが、できない場合は、局部用継手を用いてもよい。 3. 管が重複する場合は、面倒でもビニールテープ等による色分けなど配管の誤接続等がないよう施工すること。 4. 配水管との分岐からメーター筐までの管上埋設シートは、岩見沢市水道事業標準仕様書によること。